

資産税関係添付書類等一覧表(令和6年分用)

I 譲渡所得関係

事 項		添 付 書 類 等
土地、建物を譲渡した場合 (共通事項)		①「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」 ②売買契約書(譲渡の時及び取得の時に作成したもの)の写し並びに取得費及び譲渡費用等の領収証の写し * 所定の収入印紙の貼付及び消印がされていることを御確認ください
買 換 等 の 特 例 関 係	1 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(措法33条)	①収用証明書 ②代替資産の登記事項証明書等(注) ③代替資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ④「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年以降に代替資産を取得する場合)
	2 特定の居住用財産の買換えの特例(措法36条の2)	①譲渡した土地建物等の登記事項証明書(注) ②譲渡資産に係る売買契約書の写しその他の書類で、その譲渡資産の譲渡に係る対価の額が1億円以下であることを明らかにするもの ③買換資産の登記事項証明書(注) ④買換資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ⑤買換資産の耐震基準適合証明書、建設住宅性能評価書の写し又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(買換資産が築25年を超える中古住宅である場合) ⑥「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年に買換資産を取得する場合) ⑦譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と譲渡資産の所在地とが異なる場合、譲渡の日前10年以内に譲渡者の住民票に記載されていた住所を異動したことがある場合には、戸籍の附票の写しなどの書類で譲渡者が譲渡資産を10年以上居住の用に供していたことを明らかにするもの ⑧令和6年1月1日以降に個人の居住の用に供した又は供する見込みである建築後使用されたことのない家屋である場合には、確認済証の写し又は検査済証の写しなどの書類で、特定居住用家屋に該当しないことを明らかにするもの
	3 特定の事業用資産の買換えの特例(措法37条)	①買換資産の登記事項証明書(注) ②買換資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ③買換資産を事業の用に供したことを示す書類(賃貸借契約書・領収証等の写し) ④「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年以降に買換資産を取得する場合) ⑤措法37条1項各号に掲げる譲渡資産及び買換資産に関する証明書 * 譲渡資産及び買換資産の所在地域を証明した市区町村長が発行する証明書など 《参考：令和6年4月1日以降の適用について》 ○令和6年4月1日以後に資産を譲渡し、同一年中に買換資産の取得をする場合において本特例の適用を受けるときは、一定の期間内に「特定の事業用資産の買換えの特例の適用に関する届出書」の提出が必要となります。 (措37①、措令25③)

事 項		添 付 書 類 等
	4 特定の事業用資産の買換えの特例 (震特法12条) ※ 令和6年4月1日 前に行った譲渡につ いて適用されます	①買換資産の登記事項証明書 ^(注) ②買換資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ③買換資産を事業の用に供したことを示す書類(賃貸借契約書・領収証等の写し) ④り災証明書、閉鎖建物登記事項証明書など譲渡資産又は買換資産が被災区域 内にあることを明らかにする書類 ⑤「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年以降に買換資産を取得する場合) ⑥譲渡をした者の戸籍謄本又は抄本等で、当該譲渡をした者が相続事業用資産 を有していた被相続人の相続人(包括受遺者を含む)に該当することを明ら かにする書類(相続事業用資産を譲渡した場合)
	5 既成市街地等内に ある土地等の中高 層耐火共同住宅の 建設のための買換 えの特例 (措法37条の5① 二)	①譲渡資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類(譲渡資産の所 在지가東京23区内、武蔵野市内又は大阪市内の場合は必要ありません) ②買換資産である中高層耐火共同住宅に係る建築基準法第7条第5項に規定 する検査済証の写し ③中高層耐火共同住宅に係る事業概要書又は各階平面図等 ④買換資産の登記事項証明書 ^(注) ⑤買換資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ⑥買換資産を事業の用に供したことを示す書類(賃貸借契約書等) ⑦「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年以降に買換資産を取得する場合)
特 別 控 除 の 特 例 関 係	6 土地建物等を収用 等により譲渡した 場合 (措法33条の4)	①収用証明書 ②公共事業用資産の買取り等の申出証明書 ③公共事業用資産の買取り等の証明書 * 措令22条の4第2項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、そ の旨を証する書類
	7 特定土地区画整理 事業等のために土 地等を譲渡した場 合 (措法34条)	○事業の区分に応じ、特定土地区画整理事業等のために土地等の買取りがあつ たことを証する書類
	8 特定住宅地造成事 業等のために土地 等を譲渡した場合 (措法34条の2)	○事業の区分に応じ、特定住宅地造成事業等のために土地等の買取りがあつた ことを証する書類
	9 農地保有の合理化 等のために農地等 を譲渡した場合 (措法34条の3)	○農地保有の合理化等のために農地等の買取りがあつたことを証する書類
	10 居住用財産を譲渡 した場合 (措法35条①)	○譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と譲渡資産の 所在地とが異なる場合には、戸籍の附票の写しなどの書類で譲渡者が譲渡資 産を居住の用に供していたことを明らかにするもの
	11 被相続人の居住用 財産を譲渡した場 合 (措法35条③)	①「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】5面」 ②被相続人居住用家屋及びその敷地等の登記事項証明書 ^(注) ③被相続人居住用家屋等確認書(被相続人居住用家屋の所在市区町村に申請 し、交付を受けます) ④耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書の写し ⑤譲渡資産に係る売買契約書の写しその他の書類で、その譲渡資産の譲渡に係 る対価の額が1億円以下であることを明らかにするもの

事 項	添 付 書 類 等
12 特定の土地等を譲渡した場合 (措法35条の2)	○譲渡した土地等に係る登記事項証明書 ^(注) 又は譲渡資産の取得に関する売買契約書の写し(譲渡資産の取得を明らかにするもの)
13 低未利用土地等を譲渡した場合 (措法35条の3)	①低未利用土地等確認書(低未利用土地等の所在市区町村に申請し、交付を受けます) ②譲渡した低未利用土地等の売買契約書の写しその他の書類で譲渡に係る対価が500万円以下(低未利用土地等が一定の区域内にある場合は800万円以下)であることを明らかにする書類
14 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (措法31条の2)	○事業の区分に応じ、それぞれ添付が必要とされる書類 * 国又は地方公共団体のその土地等を買収した旨を証する書類、土地等の買取りをする者の、一定の事業の用に供するためにその土地等を買収した旨を証する書類など
15 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例 (措法31条の3)	①譲渡した土地建物等の登記事項証明書 ^(注) ②譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と譲渡資産の所在地とが異なる場合には、戸籍の附票の写しなどの書類で譲渡者が譲渡資産を居住の用に供していたことを明らかにするもの
16 相続財産を譲渡した場合の課税の特例 (措法39条)	○「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」
17 固定資産の交換の特例 (所法58条)	①資産の交換に関する契約書、領収証等の写し ②交換譲渡資産及び交換取得資産の交換価額の算定根拠を示す書類 ③交換譲渡資産及び交換取得資産の登記事項証明書 ^(注) ④交換取得資産を交換譲渡資産と同一の用途に供したことを示す書類(賃貸借契約書等)
18 保証債務を履行するために資産を譲渡した場合 (所法64条②)	①「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」 ②主たる債務者の借入事実を証する書類(金銭消費貸借契約書等) ③保証契約等の内容を明らかにする書類(土地建物等の登記事項証明書 ^(注) 、保証契約書等の写し) ④債権者からの催告書等の写し ⑤債務者への債権放棄通知書等の写し ⑥債務保証時における主たる債務者の資産状況を証する書類 ⑦保証債務を履行したことを証する書類(領収証・振込金受取書等の写し) ⑧求償権の行使が不能であることを示す書類 * 主たる債務者の財産目録(貸借対照表)、収支明細書(損益計算書)、清算・解散に関する書類等

事 項	添 付 書 類 等
19 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例 (措法41条の5)	①「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」 ②「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」 ③譲渡した土地建物等の登記事項証明書^(注) など ④譲渡した資産に土地の上に存する権利(借地権等)がある場合には、土地賃貸借契約書等の写しなどで、所有期間及び面積を明らかにするもの ⑤買換資産の登記事項証明書^(注)、売買契約書の写しなど ⑥買換資産を取得した年の12月31日における買換資産の住宅借入金等の残高証明書 ⑦譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と譲渡資産の所在地とが異なる場合には、戸籍の附票の写しなどの書類で譲渡者が譲渡資産を居住の用に供していたことを明らかにするもの 《参考：譲渡損失が生じた年の翌年以降の年分》 ①その年において控除すべき譲渡損失の金額及びその金額の計算の基礎、その他参考となるべき事項を記載した明細書 ②控除を受けようとする年の12月31日における買換資産の住宅借入金等の残高証明書 * 買換資産の住宅借入金等に係る債権者に対して、「住宅借入金等を有する場合の所得税の額の特別控除(住宅ローン控除)」の適用申請書を提出している場合は不要です
20 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例 (措法41条の5の2)	①「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」 ②「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」 ③譲渡した土地建物等の登記事項証明書^(注) など ④譲渡した資産に土地の上に存する権利(借地権等)がある場合には、土地賃貸借契約書の写しなどで、所有期間を明らかにするもの ⑤譲渡契約締結日の前日における譲渡資産の住宅借入金等の残高証明書 ⑥譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と譲渡資産の所在地とが異なる場合には、戸籍の附票の写しなどの書類で譲渡者が譲渡資産を居住の用に供していたことを明らかにするもの 《参考：譲渡損失が生じた年の翌年以降の年分》 ○その年において控除すべき譲渡損失の金額及びその金額の計算の基礎、その他参考となるべき事項を記載した明細書
21 株式等を譲渡した場合 (一般の場合)	○「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」
22 株式等を譲渡した場合 (特定口座で取引している場合)	○「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」(株式等を譲渡した年において、一の特定口座以外に株式等の譲渡がないときは、特定口座年間取引報告書の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます)
23 株式等を譲渡した場合 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例) (措法37条の12の2)	①「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」 ②「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」(株式等を譲渡した年において、一の特定口座以外に株式等の譲渡がないときは、特定口座年間取引報告書の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます)

(注) 「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をしていただくことで、登記事項証明書の添付を省略することができます。